

<p>陳 情 第 37 号</p>	<p>令 6. 11. 15 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>鹿児島市議会基本条例の一部変更を求めることについて</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>私は、鹿児島市民として、市議会基本条例をより詳細に定めることにより、市民の信頼に応える議会を実現することを強く求め、下記事項について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議会の活動原則の明確化 <p>現在の市議会基本条例では、議会の活動原則が曖昧である。市民に開かれた議会を目指し、市民意見の的確な把握に努めることを明文化すること。</p> 2. 議員の活動原則の強化 <p>議員が市民との意見交換を行い、調査・研究活動を通じて政策立案や政策提言を積極的に行うことを明文化すること。</p> 3. 市民と議会との関係の強化 <p>議会の会議を原則として公開し、市民に対して積極的に情報を発信し、説明責任を果たすことを明文化すること。</p> 4. 市長等と議会との関係の明確化 <p>市長等が議員の質問に対して反問することができるよう規定を設けること。</p> 5. 議会運営の透明性の向上 <p>議長及び副議長の選出過程を明確にする方策を講じること。</p> 6. 政務活動費の透明性の確保 <p>政務活動費の使途に関して透明性を確保することを明文化すること。</p> 7. 議員の政治倫理の強化 <p>議員が市民全体の代表者として高い倫理性を持つよう努めることを明文化すること。</p> 	